

取引額報告書〈記載要領〉

1 年度分

事業年度について、年月日を記入すること。

2 登録番号等

沖縄県と記入し、知事に○をつけ、登録番号を記入すること。

3 取引額（旅行業法施行要領（営業保証金関係）2. 供託額及び取引額の報告）

(1) 取引額とは、単純券面販売、附随的旅行業務に係る額も含め旅行者から受領した旅行代金の全額（取扱額）であり、手数料収入額、粗利益等を意味するものではない。

また、自社の取り扱った業務に係る額に加え、自社に属する旅行者代理業者の取引額及び自社主催旅行を他の旅行者等に委託して販売している場合のその取引額（いずれも旅行者代理業者等への販売手数料等を差し引いたものでない額）も含まれる。

(2) 次のものは取引額に含まれない。

(i) 他の旅行者の企画旅行を自ら又は自社に所属する旅行者代理業者が受託して販売している額。

(ii) 運送機関が自ら旅行業の登録を受けている場合の自社運送乗車船券又は連絡乗車船券等の販売に係る額（運送機関としての業務に係る取引額）。

4 営業保証金

(1) 上記により供託すべき金額

取引額の合計をもとに、旅行業法に規定する供託すべき営業保証金の額を記入すること。

(2) 追加して供託すべき額又は取り戻すことができる額

「現在供託している金額」と「上記により供託すべき金額」との差額を記入すること。

5 弁済業務保証金分担金

(1) 上記により納付すべき金額

取引額の合計をもとに、旅行業法に規定する納付すべき弁済業務保証金分担金の額を記入すること。

(2) 追加して納付すべき額又は取り戻すことができる額

「現在納付している金額」と「上記により納付すべき金額」との差額を記入すること。